

千葉市子育て世帯住替え支援事業チェックリスト

申請前にご確認ください。		チェック欄
①	転居先の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載がありますか？ ※一覧に記載のない住所への転居は、本補助制度の対象外です。	<input type="checkbox"/>
②	転居前の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載のない住所ですか？ ※一覧に記載のある住所からの転居は、本補助制度の対象外です。	<input type="checkbox"/>
③	転居期間は、令和5年4月1日～令和6年2月29日の間ですか？	<input type="checkbox"/>
以下①～③の書類をご用意ください。		チェック欄
①	千葉市子育て世帯住替え支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
②	誓約書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
③	個人情報確認同意書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
各種証明書等		チェック欄
④	世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載がないもので、世帯主との続柄が記載されているもの。） 区役所市民総合窓口課、市民センター・連絡所等で取得してください。	<input type="checkbox"/>
⑤	市税の滞納がないことを証明する書類（滞納無証明）市税事務所市民税課、市税出張所・市民センター	<input type="checkbox"/>
市内での転居の場合は添付不要です。		
児童手当の受給資格に関する書類		チェック欄
⑥	児童を養育している方の所得額がわかる書類※1（令和5年度所得（課税）証明書）（令和4年所得分） 又は、直近の児童手当の受給が確認できる書類の写し※2※3※4 （千葉市では児童手当の認定通知書を再発行できません。） 次の方は上記③の同意書の提出により上記⑥の書類提出は省略可能です。 ・千葉市に令和5年1月1日時点で住民登録のある方 ・千葉市で児童手当を受給されている方	<input type="checkbox"/>
<small>※1 源泉徴収票は不可。 令和5年1月1日時点で住民登録のある市町村で取得してください（市内在住者を除く）。 ※2 公務員は所属団体から児童手当の受給状況に関する証明書（書式は任意）を取得してください。 ※3 市外から転入した場合は、転入前の自治体から過去に発行された、該当年度を確認できる認定通知書や消滅通知書等を提出してください。 ※4 出産予定の子どもがいる場合は、上記⑥の書類に加えて母子健康手帳の写しを提出してください。</small>		
入居対象となる住居に関する書類 （建築年・広さ・所在地・契約者名（又は所有者名）がわかる書類）		チェック欄
⑦	住居の売買契約書の写し	中古住居を購入した場合 <input type="checkbox"/>
⑧	住居の賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑨	（勤務先から住宅手当の支給を受けている場合）住宅手当支給証明書（様式第2号）	住居を賃借している場合 <input type="checkbox"/>
⑩	リフォーム工事の契約内容（工事期間含む）が確認できる住居の工事請負契約書または請書の写し	住居をリフォームした場合 <input type="checkbox"/>
対象費用の支払いを確認できる書類		チェック欄
⑪	新居の住居費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等） ※取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類を提出 ※支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
⑫	引越しに係る領収書その他文書の写し ※引越し日、支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
⑬	リフォーム工事に係る領収書その他文書の写し ※契約日、支払者、支払った期日、支出先、金額の記載が必要です。（契約時の金額と支払額が異なる場合、支払額の内訳が分かる書類も必要です。）	<input type="checkbox"/>

高経年住宅団地 一覧

(「〇〇の一部」と記載されている町丁目に転入をお考えの方は、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせください。)

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
花見川区	横戸台団地	横戸台
	こてはし台団地	こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目
	花見川団地	花見川
にれの木台団地	朝日ヶ丘2丁目	
西小中台団地	西小中台	
稲毛区	柏台地区	柏台
	千草台団地	千草台1丁目
		千草台2丁目
あやめ台団地	あやめ台	
若葉区	都賀の台団地	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
	北大宮台団地	北大宮台の一部
	若松台団地	若松台1丁目の一部
		若松台2丁目の一部
		若松台3丁目の一部
	大宮台団地	大宮台1丁目
		大宮台2丁目
		大宮台3丁目
		大宮台4丁目
		大宮台5丁目
		大宮台6丁目
		大宮台7丁目の一部
	千城台団地	千城台東1丁目
		千城台東2丁目
		千城台東3丁目
		千城台東4丁目の一部
		千城台西1丁目
		千城台西2丁目
		千城台西3丁目の一部
		千城台南1丁目
		千城台南2丁目
		千城台南3丁目の一部
		千城台南4丁目の一部
		千城台北1丁目の一部
		千城台北2丁目
		千城台北3丁目
	千城台北4丁目	
	小倉台団地	小倉台1丁目の一部
		小倉台2丁目の一部
		小倉台3丁目
		小倉台4丁目
		小倉台5丁目
		小倉台6丁目の一部
		小倉台7丁目
	みつわ台団地	みつわ台1丁目の一部
		みつわ台2丁目
		みつわ台3丁目
		みつわ台4丁目
		みつわ台5丁目

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
	大椎台団地	大椎町の一部
	越智はなみずき台団地	越智町の一部
美浜区	海浜ニュータウン(高洲)	高洲1丁目
		高洲2丁目
		高洲3丁目
		高洲4丁目
	海浜ニュータウン(高浜)	高浜1丁目
		高浜2丁目
		高浜3丁目
		高浜4丁目
		高浜5丁目
		高浜6丁目
	海浜ニュータウン(真砂)	真砂1丁目
		真砂2丁目
		真砂3丁目
		真砂4丁目
		真砂5丁目
	海浜ニュータウン(磯辺)	磯辺1丁目
		磯辺2丁目
		磯辺3丁目
		磯辺4丁目
		磯辺5丁目
		磯辺6丁目
		磯辺7丁目
		磯辺8丁目
	幸町団地	幸町2丁目
	幸町東地区	幸町1丁目5
		幸町1丁目7
		幸町1丁目8
	稲毛海岸地区	稲毛海岸1丁目
		稲毛海岸2丁目
稲毛海岸3丁目		
稲毛海岸4丁目		

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。